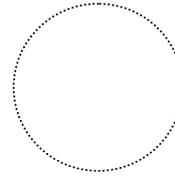


(契約第 号)

課 長	係 長	取扱者



労働者派遣契約書

1 件 名

2 契約金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 契約期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 履行場所 別紙仕様書のとおり

5 契約保証金 免除

6 契約確定日 令和 年 月 日

派遣先 (甲) 練馬区

派遣元 (乙) 住所

氏名

印

法人の場合は名称
及び代表者氏名

派遣先練馬区(契約に関する事務を処理する権限を委任された者を含む)を甲とし、派遣元を乙とし、
甲乙間において、裏面の条項により、労働者派遣契約を締結する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

練馬区（以下「甲」という。）と派遣元（以下「乙」という。）とは、甲が乙から労働者派遣を受けるに当たって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「派遣法」という。）や労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、つぎのとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、その雇用する派遣労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って甲のために業務に従事させることを約し、その条件を本契約約款および仕様書等において定めるものとする。

2 本契約約款および仕様書には、派遣法第26条に基づき以下の事項を定めるものとし、詳細に不明な点がある場合については、甲乙協議して定めるものとする。

- (1) 派遣労働者が従事する業務の内容
- (2) 派遣労働者の就業場所ならびに組織単位
- (3) 派遣労働者を直接指揮命令する者
- (4) 労働者派遣の期間および就業日
- (5) 派遣就業の開始および終了の時刻ならびに休憩時間
- (6) 派遣労働者の安全および衛生の確保に関する事項
- (7) 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項
- (8) 本契約を解除するに当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- (9) 派遣元（乙）責任者および派遣先（甲）責任者に関する事項
- (10) 休日労働または時間外労働をさせる場合は、休日労働をさせる日または時間外労働時間数
- (11) 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項（派遣労働者が使用できるロッカー、食堂などの甲の施設等）
- (12) 派遣受入期間の制限のない業務の場合は、根拠となる法令に定められた条項番号など
- (13) 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置
- (14) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
- (15) 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否かの別

（権利義務の譲渡の禁止）

第2条 乙は、この契約により生じる権利または義務を、第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再派遣および名義貸しの禁止）

第3条 乙は、第三者から派遣された労働者を甲に派遣してはならない。また、甲は、自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせてはならない。

2 甲は、派遣された労働者を第三者のもとに派遣してはならない。

（派遣元責任者および派遣先責任者）

第4条 乙は、派遣法第36条に基づき派遣元責任者を選任し、甲は、派遣法第41条に基づき、派遣先責任者を選任するものとする。

（労働法上の責任）

第5条 甲および乙は、派遣契約に基づく派遣就業に関し、派遣法および労働基準法等の関係法令

を遵守するものとする。

2 乙は、原則として労働基準法他の関係法規上の使用者として全責任を負う。ただし、労働時間の管理、安全衛生等の事項については、甲が使用者としての責任を負うものとする。また、乙は労働者災害補償保険、雇用保険上の事業者としての責任を負う。

3 甲が与える派遣労働者に対する更衣室、休憩室、食堂等の利用、制服の貸与等の便宜供与については、別に定めるとともに、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(苦情処理)

第6条 甲と乙は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を定め、互いの緊密な連携の下に苦情その他派遣労働者の就業に関し生じる問題の適切かつ迅速な処理、解決に努めるものとする。

2 甲および乙は、業務上知り得た乙の派遣労働者の個人情報について、合理的な理由なく第三者に漏えいしてはならないものとする。

3 甲は、乙の派遣労働者に対するハラスメントの防止に努めるとともに、解決手続に関して周知徹底するものとする。

(派遣労働者の選任等)

第7条 乙は、甲に労働者派遣事業の許可番号を通知するものとする。

2 乙は、本業務を実施するために必要な資格、能力、経験等を有し、派遣就業の目的を達成できる適格者を選任し、派遣労働者の氏名その他派遣法第35条に基づく所定事項を甲に通知するものとする。

3 甲は、乙の派遣予定労働者が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合は、その理由を開示して乙にその者の交代を要求することができる。

4 乙は、派遣労働者の病気事故その他の事由により、派遣労働者の変更や交替を要する場合は、事前に甲に対し変更の理由等を通知し、甲の承諾を得て派遣労働者を交替することができるものとする。

5 甲は、派遣労働者が甲の職場規律その他就業上の諸規則に違反し、または甲の指揮命令に従わず甲の職場秩序等を乱したと判断した場合は、派遣労働者の交替またはこの契約の解除その他必要な措置を求めることができるものとする。

(派遣受入期間制限の通知)

第8条 甲は、乙に対し、派遣法第40条の2第2項に定められた派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を通知しなければならない。

(検査)

第9条 乙は、その月の本業務が終了したときは、その旨を書面により届け出て甲の検査を受けなければならない。ただし、甲が必要と認めたときは、月ごとの検査に代えて、甲の指示する日時までの履行分について一括して検査を受けることができる。

2 甲は、前項の届出を受理した場合は、遅滞なく検査を行うものとし、前項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(料金の支払)

第10条 甲は、本契約による派遣の対価として乙に対し派遣料を支払う。

2 甲の責めに帰すべき事由により派遣労働者を業務に従事させることができないときは、甲は乙に対し、当該派遣は行われたものとして定めに基づく派遣料金を支払うものとする。

- 3 乙は、甲の検査に合格したときは、その月の初日から末日までの代金の支払いを、書面をもって甲に請求するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、指定期日までの履行部分について一括して請求することができる。
- 4 甲は、乙から前項による適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 5 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるときは端数を、また100円未満であるときはその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。
- 6 時間単位の単価契約の場合の支払等の算定に当たっては、別に定める場合を除き、15分単位で計算するものとし、15分に満たない端数については15分とみなす。

（時間外および休日労働）

- 第11条** 甲は、乙と派遣労働者の定めた協定の範囲内に限り、時間外および休日の労働を求めることができる。
- 2 時間外および休日労働の料金については、別に定める場合を除き、実労働時間が8時間を超えた分については、契約時間単価の25%増し、法定休日出勤については契約時間単価の35%増し、深夜勤務については、前記の金額の25%増しとする。なお、割増率は労働法規の改正があった場合はそれに従う。

（損害賠償）

- 第12条** 乙の派遣労働者が業務の処理にあたり、乙の責めに帰すべき事由によって、甲または第三者に損害を与え、紛争を生ぜしめた時は、甲は速やかに、これを乙に報告し、乙の責任と負担において、これを処理解決するものとする。ただし、乙が派遣労働者の選任および監督について法の定める派遣元としての義務を遵守し、かつ派遣元として相当の注意をなしたとしても損害が生じたであろうと認められるときは、乙の負担および事態の処理について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（秘密保持）

- 第13条** 乙および派遣労働者は、本業務に従事し、またはこれに付随して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了または解除された後においても同様とする。
- 2 甲は、乙または派遣労働者が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解除し、かつ乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができるものとする。
 - 3 甲は、契約が終了し、または解除された後であっても、乙または派遣労働者が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 甲が保有する個人情報の保護について、必要がある場合には別紙に定める。

（賠償の予定と違約金の算定）

- 第14条** 乙は、この契約に関して、前条の第2項および第3項のいずれかに該当するときおよび乙の責めに帰する未履行分のあるときは甲が契約を解除するか否かを問わず、損害の実費相当分に加えて、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは端数

を切り捨てる。)を支払わなければならないものとする。単価契約の場合は、契約終了までの予定数量を乗じた額に消費税相当額を含めた額を契約金額とみなす。ただし、違約金の算定根拠となる契約金額は既履行分の金額を除いた額とする。(時間単位の単価契約の未履行分および違約金の算定に当たっては、15分単位で計算するものとし、15分に満たない端数については15分とみなす。)

(現金、有価証券等の取扱い)

第15条 甲は、指揮命令上の管理責任において乙の派遣労働者に現金、有価証券その他貴重品の取扱いをさせることができるものとする。ただし、取扱いに関して覚書等が必要な場合は、甲乙協議のうえ、別に定めることができるものとする。

(契約内容の変更)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することができるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、または履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
 - (2) 乙またはその代理人もしくは使用人が契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (4) 乙から契約解除の申出があったとき。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。
 - 3 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 4 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該部分に対する相当額を支払うものとする。
 - 5 甲は、派遣労働者の国籍、性別、思想、信条、社会的身分および派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として、この契約を解除することはできない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の2 乙は、つぎの各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない(契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなし、その10分の1に相当する額を違約金とする。また、時間単位の単価契約の算定については、15分単位で計算するものとし、15分に満たない端数については15分とみなす。)。この場合において、検査に合格した部分があるときは、契約金額総額から当該履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。ただし、乙の責めに帰しがたい理由により乙が解除を申し出て、甲がこれを認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、または、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について

履行不能となった場合

- 2 つぎの各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第 18 条 甲は、派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって、本契約の解除を行おうとする場合は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができない場合には少なくとも契約解除予定日の 30 日前に乙にその旨を予告しなければならない。

- 2 甲が前項の予告を怠った場合、乙は、当該労働者の 30 日分の賃金相当額を甲に請求することができるものとする。

（暴力団等の排除）

第 19 条 この条において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員等 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
 - (3) 個人または法人の役員もしくは使用人 個人事業主、法人の代表者および法人の役員（役員として登記または届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者および直接雇用契約を締結している正社員をいう。
- 2 甲は、乙がつぎの各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。
 - (1) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団員等であるときまたは暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。ただし、使用人については、乙が暴力団員等であることを知らずに直接雇用契約を締結している正社員であった場合はこの限りではない。
 - (2) 個人または法人の役員もしくは使用人が、業務に関し不正に財産上の利益を図るため、または第三者に損害を加えるために暴力団または暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (3) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等に対して、直接もしくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、または暴力団の維持もしくは運営に協力したと認められるとき。
 - (4) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 個人または法人の役員もしくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

- 3 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。この場合において、契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されているときは、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなし、その100分の10に相当する額を違約金とする。
- 4 乙は、当該契約を下請負させる場合または再委託する場合は、「下請負人または再委託先が第2項各号に該当することが判明した場合は当該契約を解約または解除できる。」旨を下請負または再委託契約に定めなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行に当たり暴力団または暴力団員等からに限らず、履行妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかにこの契約にかかる甲の担当者（以下「担当者」という。）に報告するとともに、警視庁へ届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに担当者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は、乙に指名停止措置を行うことがある。
- 6 乙は、前項の規定による報告および届出により、甲が行う調査および警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 7 第2項各号に該当する疑義が乙に生じた場合に限り、甲は、警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

（協議事項）

第20条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第21条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。